

## 土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認を受けた方へ

### ★ 確認を受けた内容に変更があった場合

3条1項ただし書確認を受けた後も、確認を受けた内容に変更があった場合、忘れずに手続を行ってください。

#### 1 土地の所有者等が変わった場合（法施行規則第16条第4項、第5項）

土地の譲渡（売買）、相続、合併等により、「土地の所有者等」に変更があった時は、新たな土地の所有者等が、確認を受けた土地の所有者等の地位を承継します。

⇒新たな土地の所有者等は、承継後遅滞なく「承継届出書（様式第四）」を提出する義務があります。

⇒旧の土地所有者等は、新たな土地所有者等に対し、調査に必要な情報（有害物質使用特定施設の設置状況等）を適切に引き継ぐようにしてください。

#### 2 土地の利用方法が変わる場合（法第3条第5項、法施行規則第19条）

3条1項ただし書確認を受けた土地所有者等は、当該土地について予定されている利用の方法を変更（月極駐車場など、一般の者の立入りが発生する用途への変更等）しようとするときは、「土地利用方法変更届出書（様式第五）」により、あらかじめその旨を知事に届け出る必要があります。

この届出により、確認の要件を満たさないと認めるに至ったときは、知事は3条1項ただし書確認を取り消し、取り消された時点での土地所有者等に調査義務が発生することとなります。

### ★ 確認を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更（切土・盛土）を行う場合

H31.4.1より、あらかじめ知事への届出が必要になりました。（法第3条第7項）

知事は、届出を受けた場合、当該土地の所有者等に対し土壌調査を行い報告するよう命令します。（第3条第8項）

「あらかじめ」届け出ることについて、期日の規定はありませんが、届出に対し必ず調査命令が発出されるため、行政手続に要する日数を勘案して、余裕を持って届出するようにしてください。

土壌調査を行う範囲は、土地の形質の変更（盛土部分は除く）を行う範囲です。

### ★ その他（県からの定期的な確認調査）

現在静岡県では、3条1項ただし書確認を受けている方に対し、おおむね年1回程度、施設設置者を通じて土地の利用方法等の確認調査（調査票への回答方式）を行っています。土地の利用方法等に変更があった場合に必要手続きが行われないことにより、土壌汚染の拡散等が発生するのを未然に防ぐ目的で行っているものですので、皆様のご協力をお願いします。